



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
7月8日  
第323号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 告 示

都市計画事業の変更の認可(下水道課).....	1
滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務の委託(健康寿命推進課).....	2
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課).....	3

### ○ 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課).....	3
令和5年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告(モノづくり振興課).....	4

### ○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告(東近江).....	5
土地改良区清算人就任公告(湖東).....	5

### ○ 病院事業庁規程

※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正.....	5
---------------------------------	---

## 告 示

### 滋賀県告示第288号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成30年滋賀県告示第393号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和4年7月8日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年7月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市(大津)公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和37年3月31日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収容の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

### 滋賀県告示第289号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成30年滋賀県告示第394号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和4年7月8日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年7月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市(藤尾)公共下水道
- 3 事業施行期間 平成3年6月1日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収容の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第290号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成30年滋賀県告示第395号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和4年7月8日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年7月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市(湖南中部)公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年10月13日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 昭和51年滋賀県告示第578号、昭和57年滋賀県告示第138号、昭和58年滋賀県告示第701号、昭和61年滋賀県告示第323号、昭和62年滋賀県告示第144号、平成元年滋賀県告示第385号、平成3年滋賀県告示第608号、平成10年滋賀県告示第162号、平成13年滋賀県告示第148号、平成17年滋賀県告示第414号、平成21年滋賀県告示第236号、平成22年滋賀県告示第249号、平成26年滋賀県告示第119号、平成28年滋賀県告示第155号および平成30年滋賀県告示第395号の事業地のうち、大津市大將軍一丁目を変更し、大石東六丁目、月輪五丁目および瀬田五丁目を追加する。

滋賀県告示第291号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成30年滋賀県告示第396号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和4年7月8日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年7月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市(湖西)公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年12月28日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収容の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第292号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年7月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 草津市笠山七丁目8番138号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第293号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和4年7月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
--------	---------	----	------------	--------------	-------	-------

みらい	近江八幡市出町547番地	株式会社B o n A m i	東近江市平松町548番地1	放課後等デイサービス	令和4.7.1	2550400259
-----	--------------	-----------------	---------------	------------	---------	------------

滋賀県告示第294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年7月8日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
フタツカ薬局湖南店	湖南市菩提寺東三丁目6-20	薬局	宗宮 純子	令和4.4.1

滋賀県告示第295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年7月8日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	フタツカ薬局湖南店	湖南市菩提寺東三丁目6-20	薬局	宗宮 純子	令和4.4.1

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年7月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) T R I A L 草津矢橋店 草津市矢橋町159-1ほか
- 2 意見の概要 草津市からの意見
  - (1) P2地点の隣接地は、現状は非住居であるが、将来的に住居等が建設された場合は、騒音等の苦情が発生する可能性があり、その際は必要な措置を講じてください。
  - (2) 店舗設置に伴い、周辺道路の利用者が増加することで、交通渋滞の発生や生活道路における交通量の増加が懸念され、事前の交通量予測を上回ることが予想されます。ついては、周辺道路において別途交通量調査を実施することも検討した上で、誘導方法等の対策について十分に計画し、スムーズな交通流動を確保し、交通渋滞が生じないようにしてください。また、店舗の出入口付近の道路が通学路となっており、交通量の増加により児童の通学時の危険性が高まることが懸念されることから、周辺地域や学校等と十分に協議の上、状況に応じて適切な交通安全対策を実施するようにしてください。
  - (3) 造成や建設工事における工事用車両については、近隣道路の交通等に十分配慮してください。
  - (4) 近隣に対し十分な説明を行ってください。
  - (5) 当該開発については、草津市景観計画区域内における行為の届出を行ってください。なお、当該届出の受理後30日の間において予定建築物に係る建設工事に着手できないことに留意し、適切な時期に届出を行ってください(田園ゾーン・幹線道路軸)。
  - (6) 屋外広告物を掲出する場合は、草津市屋外広告物条例(平成24年草津市条例第16号)に基づき草津市都市計画課に許可申請をしてください(第2種許可地域(草津市景観計画で定める幹線道路軸の道路境界から30メートル以内の地域は第1種許可地域))。なお、工事現場を覆う防音シート等に記載されたイラスト、社名等も広告物に該当するため、上記と同様に許可申請をしてください。

- (7) 当該申請地は市街化調整区域であるため、敷地面積の20%以上の敷地を緑化してください。
- (8) 工事期間中に発生する廃棄物は、適正に処理してください。
- (9) 事業所から排出される廃棄物については、減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図ってください。
- (10) 草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例(平成8年草津市条例第15号)第6条および第21条で定める環境美化の推進に努めてください。
- (11) 事業所から排出される廃棄物の保管場所および処理施設については、廃棄物が飛散し、排出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な処置を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保してください。
- (12) 事業所から排出される事業系一般廃棄物については、自己処理し、または草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則(平成8年草津市規則第27号)第4条に定める「受入基準」に従って、草津市立クリーンセンターに自己搬入または、市許可業者に委託し処理してください。
- (13) 事業所から排出される廃棄物について、一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を実施できるスペースを設けてください。
- (14) 事業所から産業廃棄物が排出される場合は、必要に応じて滋賀県に指示を仰ぎ適正に処理してください。
- (15) 排出される廃棄物については、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第20条で定める適正包装の推進に努めてください。

### 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

#### (2) 縦覧期間 令和4年7月8日から令和4年8月8日まで

## 令和5年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告

令和5年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験を次のとおり行います。

令和4年7月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 養成科目 大物ロクロ成形科、小物ロクロ成形科、素地釉薬科およびデザイン科
- 2 募集人員
  - (1) 秋試験 各科合わせて10名程度
  - (2) 冬試験 各科合わせて若干名
- 3 研修場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場
- 4 研修期間 各科とも令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 出願資格 県内在住者または県内において窯業に従事している者もしくは従事しようとする者
- 6 受講料 月額4,250円
- 7 選考方法
  - (1) 面接試験
  - (2) 作文
  - (3) 適性検査
- 8 選考日時および場所
  - (1) 選考日時
    - ア 秋試験 令和4年11月9日(水)午前9時から
    - イ 冬試験 令和5年2月8日(水)午前9時から
  - (2) 選考場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場
- 9 出願書類
  - (1) 願書(滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場において交付する所定の様式を使用すること。)
  - (2) 履歴書(最近6か月以内に撮影した写真を貼付すること。)
- 10 願書受付期間および受付場所
  - (1) 受付期間

ア 秋試験 令和4年10月11日(火)から同年10月31日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は消印有効)

イ 冬試験 令和5年1月10日(火)から同年1月31日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は消印有効)

(2) 受付場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場

11 受験料 無料

12 研修生合格者の発表

(1) 秋試験 令和4年11月下旬、本人宛て郵送により通知します。

(2) 冬試験 令和5年2月下旬、本人宛て郵送により通知します。

13 問合せ先

(1) 令和4年9月30日まで (現庁舎) 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場 〒529-1851 甲賀市信楽町長野498番地 電話 0748-82-1155

(2) 令和4年10月1日以降 (新庁舎) 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場 〒529-1804 甲賀市信楽町勅旨2200-5 電話 0748-83-8700

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、五個荘土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年7月8日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	塚 本 健 藏	東近江市五個荘川並町83番地

土地改良区清算人兼任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、清算法人彦根市大藪土地改良区から令和4年6月23日次のとおり清算人が兼任した旨の届出があった。

令和4年7月8日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

清 算 人 氏 名	住 所
堀 義 夫	彦根市大藪町1695番地
尾 本 幸 雄	同 所1844番地
尾 本 幸 夫	同 所1582番地
北 村 邦 夫	同 所1761番地
北 村 作 平	同 所1723番地
北 村 惣 造	同 所1664番地
北 村 惣 太	同 所1584番地
北 村 彌 太 郎	同 所1591番地
北 川 賢 一	同 所1592番地
林 彦 太 郎	同 所1569番地
尾 本 定 夫	同 所373番地の2
中 井 壽 太 郎	同 所1546番地

病院事業庁規程

滋賀県病院事業庁規程第12号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程12号)の一部を次のように改正する。  
令和4年7月8日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

第21条第2項中「1日」を「1日、半日」に、「すべて」を「全て」に改める。

第24条に次の1項を加える。

- 4 病院事業庁長は、事務の合理的な取扱いを図るため必要と認めるときは、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による様式で定める記載事項に休暇の種類その他必要な事項を加えた様式を別に定めることができる。

第26条の3第2項中「1日」を「1日、半日」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 病院事業庁長は、第1項の規定により与えられた年次有給休暇の日数が10日以上である非常勤の職員に対し、当該年次有給休暇を請求することができる日から1年以内の期間に、当該年次有給休暇の日数のうち5日(前項の規定により年次有給休暇を与えた場合にあっては、当該与えた日数を控除した日数)について、その時季を定めることにより与えなければならない。この場合においては、あらかじめその時季について当該職員の意見を聴いた上で、その意見を尊重するよう努めなければならない。

別記様式第10号中

日数	繰越し分	日	計	日
	本年分	日		

を

に改め、同様式に注として次のように加える。

日数	繰越し分	日	計	日
	本年分	日		
基準日				

注 基準日欄には、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条第7項に規定する基準日(労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第24条の5第1項に規定する第一基準日および同条第2項に規定する第二基準日がある場合は、第一基準日および第二基準日)を記入してください。

付 則

- 1 この規程は、令和4年7月8日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にある改正前の滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。